

## 5 関連法令等

### (1) 航空法

#### 航空法第132条（飛行の禁止空域）

何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
- 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

#### 航空法第134条の3（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

3 何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。

### (2) 港則法

#### 港則法第22条

危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

## 港則法第23条

- 1 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適當であると認めるときは、港の境界外において適當の場所を指定して前項の許可をすることができる。
- 3 前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。
- 4 船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

## 港則法第32条

特定港内において競艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

### (3) 東京都水上安全条例

#### 東京都水上安全条例第17条(水路使用の許可)

水路において、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る水路を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)の許可(当該水路が二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可)を受けなければならない。

#### 二 花火大会

### (4) 火災予防条例

#### 火災予防条例第23条(喫煙等)

次に掲げる場所で、消防総監が指定するものにおいては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、消防署長が、消防総監が定める基準に適合していると認めたときは、この限りでない。

#### 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席

#### 五 前各号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

火災予防条例第60条(消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出)

次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その日時、場所その他当該行為に関して消防活動上必要な事項を消防署長に届け出なければならない。ただし、第55条の3の9第一項又は第55条の3の10第一項の計画を提出した場合は、この限りでない

二 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

#### (5) 港湾法

港湾法第37条

港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法 第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地の占用